

行橋市学校給食申込書

行橋市長 様

私は、行橋市学校給食費条例第 2 条の規定に基づき、学校給食の実施の対象となる児童又は生徒（教職員等）が行橋市立学校に在学（在勤）する期間中について、下記の注意事項及び承諾事項を承諾のうえ、学校給食の提供を申し込みます。また、学校給食費について、定められた納期限までに支払うことを確約します。

児童・生徒 又は教職員	学校名	小学校・中学校	年	組
	(フリガナ)			
	氏名			
保護者（代表者） または教職員 ※自署	住所	〒 ー		
	(フリガナ)			
	氏名			
	電話番号			
	納付方法 (原則口座振替)	☐ 口座振替 ☐ 納付書		

※口座振替については、下記より選択し申込をお願いします。

☐ インターネットサイトより口座振替手続済（金融機関 銀行 依頼番号 ）

☐ 口座振替依頼書により申込。（口座振替依頼書にて申込の方は指定口座にご記入・お届け印の押印）

- 【注意事項】
- ・学校給食の提供を受ける者が、児童生徒の場合、児童生徒 1 人ごとに 1 枚記入し、学校に提出してください。
 - ・この申込書は、児童・生徒、教職員等が行橋市立の小学校及び中学校に在学（在籍）する期間有効となります。
 - ・食物アレルギーがある場合は、必ず学校と事前に協議をしてください。
 - ・学校給食費の滞納が続き、支払いの意思が見られないときは、法的措置を講じることがあります。

- 【承諾事項】
- ・記載内容の確認等のため、学校給食費の管理に必要な教育委員会（学校を含む。）が保有する私及び児童生徒の住所、氏名、生年月日、学年・組等の情報を確認することを承諾します。
 - ・学校給食を滞納した場合、行橋市が私（学校給食費等納入義務者）及び同一生計世帯員の住民基本台帳記載事項や市民税課税状況等、学校給食費の債権管理に必要な範囲において情報を調査し使用することを承諾します。
 - ・学校給食費に滞納が生じた場合、当該債権の調査に必要な範囲内において、個人情報（連絡先、勤務先等）を調査することを承諾します。
 - ・学校給食費に滞納が生じた場合、行橋市が、当該債権管理に必要な範囲内において、同市及び同教育委員会が保有する保護者及び上記児童生徒の個人情報を利用し、又は関係機関に提供する場合があります。

児童手当に係る学校給食費の徴収等に関する申出書

行橋市長 様

私は、上記児童生徒に係る学校給食費（滞納分・過去分を含む。）について、児童手当法第 2 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、行橋市から支給を受ける児童手当の額から、当該児童手当の支払い期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りは、本申出に基づき行橋市長から児童手当を受けている間、上記学校給食費の支払に充てるものします。

また、上記学校給食費に関する児童手当からの徴収決定に関する徴収額その他事項について、関係機関との間において必要な個人情報を提供すること同意します。

年 月 日

保護者氏名（児童手当の認定請求者） （児童手当の認定請求者の配偶者）

保護者自署（続柄 ） ⑥ 保護者自署（続柄 ） ⑥

※上記児童生徒の他に兄弟姉妹に滞納がある場合は、上記児童生徒からの徴収が完了したのちに他の兄弟姉妹の滞納に充てることとします。